

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年9月17日～2020年9月23日)

令和2年(2020年)9月25日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 連立与党間の協議実施とカチンスキ「法と正義」党首の入閣の可能性 政党別支持率調査 動物保護法改正案に関するドゥダ大統領とグロツキ上院議長の協議 ポーランド・リトアニア政府間協議の開催 ルブリン・トライアングル・コーディネーター会合の開催 欧州議会でのポーランドの法の支配の状況に関する決議採択 ラウ外相の国連人権理事会出席 ベラルーシ情勢に関するポーランド・リトアニア・ルーマニア大統領による共同声明の発表 ラウ外相のEU外務理事会出席 LGBTフリーゾーンについてのバイデン米大統領候補の発言と在米ポーランド大使館の反論 ドゥダ大統領とマッタレッタ・イタリア大統領及びコンテ首相との会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 不適切な自動車運転件数が昨年同期よりも増加 偽造身分証を所持するシリア人を逮捕								
経済 EUの「復興・強靱化ファシリティ」からのポーランドへの資金配分見込み ドゥダ大統領、観光業への支援法案に署名 2020年8月末時点の財政状況 8月の失業率 鉄道関連動向 通信関連動向 国営電力会社のエネルギー戦略 バイオガス関連動向 電気自動車イニシアチブフォーラムへの参加 石炭関連動向 電気自動車の導入計画								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								
政 治								
内 政								

連立与党間の協議実施とカチンスキ「法と正義」党首の入閣の可能性【18日、24日】

18日、テルレッツキ下院副議長(与党「法と正義」(PiS)院内総務)は、17日深夜の動物保護法改正

案の投票をめぐる与党内対立を受け、現在、与党間の連立は実質的に存在しておらず、少数派与党政権となり改革が実施できない状況となれば、早期解散選挙が不可欠となると発言し、その後、同日から23日にかけてPiS幹部会及び連立与党間の党首会談が相次いで実施された。

24日、同副議長は、記者団に対し、カチンスキPiS党首が入閣して(法務省、内務・行政省及び国防省を監督する)安全保障問題委員会委員長に就任し、副首相を兼務するとの計画があると明らかにし、近日中に開催予定のPiS幹部会にて与党連立の形態につき最終的に承認し、内閣改造に向けた一歩を踏み出すこととなると述べた。

政党別支持率調査【21日】

21日付ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSによる最新の政党別支持率調査の結果を発表した。同調査は9月19日に実施され、連立与党の「合意」及び「連帯ポーランド」は、主要与党の「法と正義」(PiS)とは別に集計された。同結果によると、与党「法と正義」(PiS)が支持率36.0%で首位を獲得し、第2位は「市民連立」(KO)で支持率21.8%であった。第3位には、先の大統領選挙で3位となっ

たホウオヴニャ氏が新たに設立した政治運動である「ポーランド2050」が入り、支持率9.2%であった。第4位は「同盟」(Konfederacja)で支持率8.2%、第5位は「左派」(Lewica)で支持率6.1%となった。農民党(PSL)は支持率3.4%で足切りラインに届かず、また、連立与党の「合意」及び「連帯ポーランド」が単独で出馬した場合、両党とも支持率1.4%で議席獲得を逃すとの調査結果となった。

動物保護法改正案に関するドゥダ大統領とグロツキ上院議長の協議【22日】

22日、ドゥダ大統領とグロツキ上院議長は、17日深夜に下院で採択され上院に送付された動物保護法改正案に関して協議を行った。グロツキ上院議長は、会談後、ドゥダ大統領は動物への人道的な待遇を強く支持する一方、毛皮農家の直面する問題も考慮すべきとの立場を示したと述べた。同上院議長は、本法案は下院にて短期間で採択されたため、上院が全ての方面の意見を聴取した上で法案を入念に審議し、重要な国家機関としての役割を果たす必要があると述べ、10月9日に同法案の審議を目的とする追加的なセッションの開催を目指す方針を示した。

外交・安全保障

ポーランド・リトアニア政府間協議の開催【16日及び17日】

16日及び17日、ヴィリニウスにおいて、1989年以来初となるポーランド・リトアニア政府間協議が開催され、ポーランドからはモラヴィエツキ首相、グリーンスキ文化・国家遺産大臣、サシン国有財産大臣 エミレヴィチ開発大臣等が出席した。外務省からは、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣が出席した。同協議では、ベラルーシ情勢、安全保障、経済協力、インフラ、エネルギー協力、EUでの協力、歴史・文化遺産、両国内の少数者問題等について議論された。

モラヴィエツキ首相とスクバルネリス・リトアニア首相は、両国の戦略的パートナーシップとベラルーシに関する共同宣言に署名し、インフラ・エネルギーの共同プロジェクトや安全保障協力、文化や教育、青年交流、気候政策を含むEU政策など両国間の包括的な協力を強調した。ベラルーシ情勢に関して、両首相は、自由で公正な選挙によって選ばれたリーダーによって統治される自由で民主主義的な国家となるベラルーシ国民の願望を支援するとともに、暴力の行使を非難し、自由で公平な選挙が可及的速やかに行われることを求めた。また、モラヴィエツキ首相は、ベラルーシ経済を安定させるため同国の中小企業や起業家支援のための基金を含む経済支援策を欧州理事会において提案することを表明した。

また、両首相は、昨年11月に署名されたリトアニアにおけるポーランド少数者及びポーランドにおけるリトアニア少数者の教育に関する宣言の履行計画を採択した。

ルブリン・トライアングル・コーディネーター会合の開催【17日】

17日、ポーランド・リトアニア・ウクライナの協力枠組であるルブリン・トライアングルのコーディネーター会合がオンラインで開催され、ポーランドからは、プシダチ外務次官が出席した。今回の会合は、7月のルブリン・トライアングル発足以来、初となる会合となった。

同次官らは、ベラルーシの市民社会支援について意見交換したほか、ジョージアの議会選挙及びモルドバの大統領選挙の情勢についても議論し、両国における親欧州路線の維持の必要性について一致した。同次官は、地域の政治課題、国際機関における協力、偽情報対策といった議題について議論する実務者級の定期的な対話メカニズムを創設することで合意した。同メカニズムは、キエフで行われる予定の次回の外相級会合で承認される予定。

欧州議会でのポーランドの法の支配の状況に関する決議採択【17日】

17日、欧州議会は、ポーランドの法の支配及び基本的権利の状況に関する決議を採択した。欧州

議会在同様の決議を採択するのは、2016年以来、今回で10回目となる。投票結果は、賛成513、反対148、棄権33であった。

同決議は、ポーランドに対するEU条約第7条手続の発動以降、同国の法の支配を巡る状況は悪化していると結論づけ、欧州委員会及びEU理事会に対し、断固とした措置をとることを求めている。また、同決議は、以前から問題となっていた司法制度改革のみならず、性的少数者(LGBT)に対する差別や新型コロナウイルス感染症対策として導入された集会の制限、選挙法、中絶の権利などについても言及している。さらに、欧州議会は、独議長国下のEU理事会において、EU条約第7条手続について、司法制度の問題に限定することなく、法の支配問題をより広義に捉えることを要求している。

ラウ外相の国連人権理事会出席【18日】

18日、ラウ外相はジュネーブで開催された国連人権理事会のベラルーシの人権状況に関する特別会合にオンラインで出席した。同会合は、欧州理事会の求めに応じて開催されたもので、ポーランドが当初より要求していたものであった。

同外相は、人権理事会おける今日の議論は、ベラルーシにおける人権違反を認めないとする国際社会の明白なシグナルであり、ポーランドは、理事国として、基本的自由と人権が尊重される民主国家を求めるベラルーシの市民社会に対する支援を継続していくと述べた。また、同外相は、ベラルーシの人権状況に懸念を表明し、基本的自由の尊重、拘束者の解放、人権違反の是正を求めた。

ベラルーシ情勢に関するポーランド・リトアニア・ルーマニア大統領による共同声明の発表【21日】

21日、ポーランド、リトアニア及びルーマニア大統領は、ベラルーシ情勢に関する共同声明を発売した。同声明は、EUがベラルーシの民主的変化のために経済援助を拡大することを求めているほか、EUとの貿易促進、WTO加盟交渉支援、査証免除の導入の必要性を訴えている。また、同声明は、ベラルーシのエネルギーセクターの多様化及び自由主義経済の再構築のための財源アクセス支援や経済改革及び投資刺激における国際金融機関の活動及びプレゼンスの強化を求めている。

ラウ外相のEU外務理事会出席【21日】

21日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席した。同外相は、ベラルーシ情勢について、ベラルーシの抑圧に責任のある個人に対する早期の制裁採択を求め、将来の民主主義国家ベラルーシのための長期的な経済支援の必要性について訴えた。また、第三国が影響力を行使することを断固として反対することが必要であると、ロシ

アがしかけるハイブリッド戦や偽情報の脅威について指摘した。

また、同会合では、ロシアの野党ナヴァリヌイ氏に対する毒物使用事件についても議論された。同外相は、化学兵器の使用は重大な国際法違反であると強調し、EUはロシアとの関係を見直すべきであり、特に現在独露間で進行中の天然ガスパイプラインであるノルドストリーム2は、EUの安全保障上の利益に反しており、中止されるべきであると指摘した。この他、同会合では、トルコの東地中海問題、リビア情勢、EUの南方地域、アフリカ連合(AU)について議論された。

LGBTフリーゾーンについてのバイデン米大統領候補の発言と在米ポーランド大使館の反論【22日】

22日、バイデン米大統領候補は、ツイッターで、LGBTQ+の権利は人権であり、「LGBTフリーゾーン」は、EUにおいても世界中どこにおいても受け入れられるものではない、と述べた。同ツイートは、先日のフォン・デア・ライエン欧州委員長によるLGBTフリーゾーンに関する発言を受けたもの。これに対し、在米ポーランド大使館は、ツイッターにおいて、バイデン候補の批判は不正確なメディアの情報に基づくものであり、「LGBTフリーゾーン」なるものはポーランドに存在しない、と反論した。

ドゥダ大統領とマッタレツァ・イタリア大統領及びコンテ首相との会談【23日】

23日、イタリア訪問中のドゥダ大統領は、マッタレツァ・イタリア大統領と会談し、コロナ後のEU経済の将来及びベラルーシ情勢、環大西洋での協力、東地中海問題について議論した。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの復興について、両大統領は、欧州における生産プロセスを取り戻すための財政・投資面での協力や東方パートナーシップ及びバルカンにおける協力について確認した。また、ベラルーシ情勢について、両大統領は、市民に対してとられたベラルーシ当局の行動についての共通の懸念と拒絶を示し、EUは、積極的にベラルーシ国民の自由選挙を求める権利を支援すべきであるとの考えで一致した。

同日、ドゥダ大統領は、コンテ・イタリア首相とも会談し、経済協力、インフラ投資、気候政策、EU予算、ブレグジット、移民政策等について議論した。会談に同席したシュチェルスキ大統領室長は、両者はCOVID-19の社会・経済的影響とEUの将来について議論し、第二波が到来する中で、欧州レベルで協働していくことが必要であるとの認識で一致した、と述べた。また、ドゥダ大統領は、コロナ危機からの克服は豊かな北部と貧しい南の格差を是正する機会となるとし、三海域イニシアティブ(3SI)での欧州の南北における投資の必要性について指摘し、イタリアも欧州最大の投資計画の一部であるべきであると強調し

た。さらに、EUの気候政策について、ドゥダ大統領はEUとして目標は必要であるが、それは公正な移

行原則に基づくものでなければならないと強調した。

治安等

不適切な自動車運転件数が去年同期よりも増加【22日】

警察は、9月1日から20日までの間に都市部においてスピード超過により3,533人分の運転免許証を没収した。また、同期間において、全部で5,986件の飲酒運転を取り締まった。去年同期におけるスピード超過による運転免許証没収件数は2,960件、飲酒運転の取締り件数は5,643件であり、双方とも数が増加している。

偽造身分証を所持するシリア人を逮捕【22日】

国境警備隊報道官は、ポズナン空港において、ハンガリーの偽造身分証を所持するシリア人(20歳)を逮捕したと発表した。国境警備隊員が同人の荷物を確認したところ、ルーマニア及びベルギーの偽造身分証が発見された。同人は、調べに対して、自分がシリア人で犯罪に荷担していたことを認めた。国境警備隊によると、今回は、強制退去処分の手続きに入ったという。

経済

経済政策

EUの「復興・強靱化ファシリティ」からのポーランドへの資金配分見込み【17日】

17日、欧州委員会は、COVID-19からの復興計画「次世代のEU」の中核となる、「復興・強靱化ファシリティ」の実施に関するガイダンスを発表した。同ファシリティの補助金配分案では、ポーランドは2021年～2022年に約189億ユーロ、2023年に約41億ユーロの配分を得る見込みである。なお、2021年～2022年では、ポーランドはイタリア(約447億ユーロ)、スペイン(約435億ユーロ)、フランス(約227億ユーロ)に次ぐ受益国となる。加盟国は、投資や改革の概要をまとめた復興・強靱化計画を2021年4月までに提出することとなってお

り、気候変動対策やデジタル化の取組に資する事業に焦点を当てる必要がある。

ドゥダ大統領、観光業への支援法案に署名【22日】

22日、ドゥダ大統領は、観光業への支援法案に署名した。COVID-19の影響によりキャンセルとなったツアーの払戻に関する規則や、観光支援基金を設立することなどが規定されている。また、長距離バス会社、文化・芸術活動に従事する人々、ホテルやツアー運営業者を対象とした休業助成や社会保障費の支払い免除等も含まれているという。

マクロ経済動向・統計

2020年8月末時点の財政状況【22日】

パトゥコフスキ財務次官によると、8月末時点の財政赤字は133億ズロチ(約29億6,000万ユーロ)で、7月末時点と比較して30億ズロチ減少した。2020年1月～8月までの歳入は対前年同期比61億ズロチ増となったが、税収は78億ズロチ減少したという。付加価値税(VAT)、個人所得税(PIT)、法人税(CIT)からの歳入は、対前年同期比で、それぞれ37億ズロチ減(3.1%減)、26億ズロチ減(6.2%減)、

2億ズロチ減(0.8%減)となった一方、物品税は16億ズロチ増(3.4%増)となった。

8月の失業率【23日】

中央統計局(GUS)によれば、8月の失業率は6.1%(対前月同)で、8月末時点の登録済み失業者数は102万8,000人となった(7月末時点では102万9,500人)。

ポーランド産業動向

鉄道関連動向【21日】

シェドルツェのStadler Polskaの工場ではポーランド国鉄PKP Intercityに納入するための車両製造が進められている。同製造は昨年締結された10億ズロチ以上に相当する12台の近代車両の納入契約のうち1台目の納入となる。最初の2台に関しては、202

1年の後半に納入予定となっている。Stadler Polskaが提供する最新車両は時速160kmに適應すると共に、ETCSシステムが搭載され、高い走行安全性が確保されているとしている。

通信関連動向【21日】

ポーランドの携帯電話通信プロバイダの Play がフランスの電気通信サービスプロバイダの Iliad から全株購入の最初のオファーを受けたとされている。同社のレイノーCEOは両者の経験を融合させること

により、体制を強化し、更に発展していくことができるとし、両者の統合により、6番目に大きな携帯電話事業者になることができると述べた。

エネルギー・環境

国営電力会社のエネルギー戦略【16日】

国営電力会社PGEのドンブロフスキCEOは、記者会見において次のように述べた。2050年までの新たな戦略を秋までに発表する予定である。2050年までに自社で提供する電力を100%グリーンなものにしたい。当該戦略は、現在政府が検討している2040年までのポーランドのエネルギー政策(PEP2040)に依存する。石炭は将来のベースとなる燃料ではないことは明らかで、今後数年の移行期間はガスプラントを使用する。水素については、現在は高額で普及しコストが下がるまで数年かかるが、水素にも対応するよう努力する。

バイオガス関連動向【17日】

ポーランドは年間180億立方メートル以上のガスを消費しており、このうち40億立方メートルを自国で生産している。現在ポーランドの廃棄物処理、食品、農業、下水堆積物施設等から生産できるバイオメタンガスのポテンシャルは70~80億立方メートルとされているところ、国営ガス・石油会社の PGNiG は、今後10年間で1,500~2,000のバイオメタン生産施設の建設につながるプログラムを開始することを発表した。

ポーランドはエネルギー部門と住宅の両方で石炭に代わってガスを使用しているため、ポーランドでのガス消費は急速に伸びている。これまで、ほとんどのバイオガス施設は、小規模投資家によって開発されていたが、現在は PGNiG や国営石油会社 PKN-Orlen などの大手企業も同分野の開発への投資を検討している。

電気自動車イニシアチブフォーラムへの参加【17日】

ポーランド気候省は、電気自動車イニシアチブ(EVI)フォーラムに参加すると発表した。EVIの主な目的は、「電気輸送により提供される機会についての国民意識の醸成、向上」、「電気自動車に関する国内および国際レベルでの活動支援」、「電気輸送の発展のためのビジョン作成」などである。同省によると、現在チリ、中国、フィンランド、フランス、カナダ、インド、日本、メキシコ、オランダ、ドイツ、ノルウェー、米国、スウェーデン、イギリスが参加しているという。

石炭関連動向【18日】

石炭需要の縮小や鉱山の閉鎖が見込まれる中、労働組合は石炭を燃料とする施設の新設を訴えている。その1つとしてガス発電への再設計が検討されているオストロウエンカ石炭火力発電所がある。鉱夫はCO2を回収・貯蔵するための設備や石炭ガス化技術の利用等も求めている。なお石炭ガス化プロジェクトとしては国営電力会社 Enea がボグダンカにおいて長らく分析を行ってきたが、投資可能性の詳細については明らかにされていない。

電気自動車の導入計画【22日】

クルティカ気候大臣は、2021年初めから、地方自治体がゼロエミッションバスの購入に補助を申請できるようにすると発表した。予算は13億ズロチに達し、少なくとも500台のバス購入に資金が提供される予定である。このスキームは、ポーランドのエネルギー政策2040(PEP2040)と同時に策定された。同政策の輸送部門の戦略では、化石燃料で動く車の代替として、電気自動車と水素燃料自動車の普及に焦点を合わせている。気候省は、2025年以降、人口10万人を超える町や都市は、ゼロエミッションバスのみを購入すると想定している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に

存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

9月1日には学校が再開しましたが、幼稚園、保育園の活動に制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上の距離を取ることで、公共の場では、屋外かつ1.5メートルの距離を確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。一部の地域においては、屋外であってもマスク等を着用する義務が生じています。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポー

ランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】第6回日本ポーランド刀剣の日【10月3日(土)～4日(日) 9:00～18:00】

ワルシャワ市にて、ポーランド軍事博物館主催による『第6回日本ポーランド刀剣の日』が開催されます。武道デモンストレーション、刀剣の展示会、歴史再現グループのデモンストレーションや茶道ワークショップが予定されています。

開催場所: ワルシャワ、ポーランド軍事博物館、Aleje Jerozolimskie 3

詳細: <http://www.muzeumwp.pl/>

**【予定】「zORIENTowani」東洋の国々の文学、文化及び社会の紹介の第 1 イベント:ビジネス界向けの会議
「日本の組織文化の紹介」【10月13日(土) 9:00~12:00】**

グロジスク・マゾヴィエツキ市にて、グロジスク・マゾヴィエツキ市立図書館主催による『「zORIENTowani」東洋の国々の文学、文化及び社会の紹介』が開催されます。ビジネス界向けの会議「日本の組織文化の紹介」、司書向けの講義「日本の文学」と子供向け書道ワークショップの3つの日本関連オンライン・イベントが開催されます。

開催場所: グロジスク・マゾヴィエツキ市、グロジスク・マゾヴィエツキ市立図書館、3 Maja 57 及びオンライン
詳細: <https://biblioteka.grodzisk.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail.wr.mofa.go.jp)